

令和五年第二回定例会

青森県後期高齢者医療広域連合議会会議録

青森県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

第 1 号 令和 5 年 11 月 20 日 (月)

議事日程 第 1 号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者の職氏名	2
出席書記氏名	2
開会・開議	3
議席の指定 (日程第 1)	3
会議録署名議員の指名 (日程第 2)	3
会期の決定 (日程第 3)	3
諸般の報告	3
副議長の選挙 (日程第 4)	3
当選告知	4
副議長あいさつ (竹内修君)	4
副広域連合長の選任について (日程第 5)	4
提案理由の説明 広域連合長 (西秀記君)	4
発言の申し出 副広域連合長 (小又勉君)	5
議案 4 件一括議題 (日程第 6 - 9)	6
提案理由の説明 広域連合長 (西秀記君)	6
〃 会計管理者 (渋谷輝之君)	7
報告 (青後広監第 5 号・日程第 10)	9
発言の申し出 広域連合長 (西秀記君)	10
閉会	10

令和5年第2回定例会 青森県後期高齢者医療広域連合議会会議録第1号
令和5年11月20日（月曜日）

○議事日程 第1号

令和5年第2回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会

令和5年11月20日（月曜日） 午後1時30分開議

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
(諸般の報告)
- 第 4 副議長の選挙
- 第 5 議案第12号 副広域連合長の選任について
- 第 6 議案第13号 専決処分の承認について
(青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 第 7 議案第14号 専決処分の承認について
(青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について)
- 第 8 議案第15号 令和5年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第16号 決算の認定について
(令和4年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算)
- 第10 青後広監第5号 例月出納検査報告

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（13名）

1 番	奈良岡	隆 君
4 番	工 藤	和 行 君
6 番	小山田	久 君
7 番	堀	光 雄 君
10 番	石 田	隆 芳 君
11 番	船 橋	健 人 君

12番 山崎結子君
14番 神孝君
16番 品川新一君
17番 野崎尚文君
18番 竹内修君
19番 三浦專治郎君
20番 櫻井雅洋君

○欠席議員（7名）

2番 櫻田宏君
3番 熊谷雄一君
5番 佐々木孝昌君
8番 山本知也君
9番 木村良博君
13番 平田衛君
15番 山田年伸君

○説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 西秀記君
副広域連合長 小又勉君
事務局長 能代谷潤治君
会計管理者 渋谷輝之君
業務課長 福士保君

○出席書記氏名

書記長 川村敬貴
書記 奥沢淳
書記 八木橋綾

午後 1 時 30 分開会

○議長（奈良岡隆君） これより、令和 5 年第 2 回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は「議事日程第 1 号」により会議を進めます。

日程第 1 議席の指定

○議長（奈良岡隆君） 日程第 1 「議席の指定」を行います。

今回、新たに当選された議員の議席に関連し、会議規則第 4 条第 2 項の規定により、議長において議席を変更し、ただいま御着席のとおり指定いたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（奈良岡隆君） 日程第 2 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 71 条の規定により、6 番小山田久議員及び 7 番堀光雄議員を指名いたします。

日程第 3 会期の決定

○議長（奈良岡隆君） 日程第 3 「会期の決定」を議題といたします。

○議長（奈良岡隆君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良岡隆君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

諸般の報告

○議長（奈良岡隆君） この際、諸般の報告を行います。

閉会中の議員の異動についてであります。お手元に配付しております広域連合議会議員異動報告書のとおりであります。

日程第 4 副議長の選挙

○議長（奈良岡隆君） 日程第 4 「副議長の選挙」を行います。

○議長（奈良岡隆君） お諮りいたします。

選挙方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良岡隆君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙方法は、指名推選によることに決しました。

○議長（奈良岡隆君） お諮りいたします。

指名の方法については、議長において、指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良岡隆君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長に、18 番竹内修議員を指名いたします。

○議長（奈良岡隆君） お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました 18 番竹内修議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良岡隆君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました 18 番竹内修議員が副議長に当選されました。

○議長（奈良岡隆君） ただいま、副議長に当選されました 18 番竹内修議員が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により告知いたします。

○議長（奈良岡隆君） この際、副議長に当選されました竹内修議員の当選承諾の挨拶をお願いいたします。

登壇をお願いします。

〔副議長竹内修君登壇〕

○副議長（竹内修君） ただいま、議員各位の御推挙をいただきまして、副議長に就任することになりました佐井村議会議長の竹内修でございます。

副議長として、議長をしっかりとお支えし、信頼と期待に応えられる、公正かつ円滑な議会運営を目指してまいる所存でございますので、議員の皆様方には、今後、一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いいたしまして、就任の挨拶といたします。

これから、よろしく申し上げます。（拍手）

日程第 5 議案第 12 号 副広域連合長の選任について

○議長（奈良岡隆君） 日程第 5 議案第 12 号「副広域連合長の選任について」を議題といたします。

○議長（奈良岡隆君） 提案理由の説明を求めます。広域連合長。

〔広域連合長西秀記君登壇〕

○広域連合長（西秀記君） 御説明を申し上げる前に、一言御挨拶を申し上げます。

前広域連合長である小野寺青森市長の辞職に伴い、7 月に行われました当広域連合の広域連合長選挙において、運営の重責を担わせていただくことになりました、青森市長の西秀記でございます。

微力ながら関係市町村の皆様とともに、被保険者であります高齢者の皆様が安心して医療を受けていただくことができるよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度を取り巻く環境は、いわゆる団塊の世代と言われます方々の加入により、被保険者数が増加しているとともに、一人当たりの医療費も年々増加していることに加え、本年5月19日に公布されました「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」により、子育て世代への支援のための出産育児一時金に係る費用の一部を後期高齢者医療制度においても支援することとされ、一層厳しさが増しているところでございます。

こうした中、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施につきましては、関係市町村の御尽力を持ちまして、令和6年度からはすべての市町村で実施する予定であり、高齢者の皆様の更なる健康の保持増進に向け、新たな一步を踏み出すこととなりました。

皆様におかれましては、今後におきましても、広域連合としての運営責任を果たしていくため、一層の御支援、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第12号について御説明申し上げます。

令和3年第2回定例会において御同意をいただき、選任いたしました副広域連合長船橋茂久氏は、去る10月31日をもって辞任いたしました。後任につきましては、七戸町長小又勉氏が適任と認められますので、選任いたしたいと存じます。

ただいま御説明申し上げました人事案につきましては、当広域連合における適切な体制を整えるため、他の議案に先駆けて提案した次第でございます。

なお、同氏の経歴につきましてはお手元に配付いたしたとおりであります。

何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奈良岡隆君） 質疑及び討論については、通告がありませんでした。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第12号については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良岡隆君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については、同意することに決しました。

○議長（奈良岡隆君） ただいま副広域連合長に選任同意されました、小又勉氏の出席を求めます。

〔小又勉君入場・着席〕

○議長（奈良岡隆君） 副広域連合長に選任同意された小又勉氏より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。小又勉氏。

〔副広域連合長小又勉君登壇〕

○副広域連合長（小又勉君） みなさん、こんにちは。ただいま、議長のお許しをいただ

きまして、一言御挨拶を申し上げます。七戸町長の小又勉でございます。

後期高齢者医療制度は、今年で運用開始から16年目を迎えたところであり、現在、国において、全世代型社会保障制度の改革が進められているところであります。

後期高齢者医療制度が安定的に運営されるためには、広域連合と市町村との連携が何よりも重要であると考えておりますので、微力ではございますが、広域連合長の補佐役として、制度の円滑な運営に尽力してまいりたい所存であります。

議員の皆様におかれましては、御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、就任の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。（拍手）

日程第6 議案第13号 専決処分の承認について（青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）～

日程第9 議案第16号 決算の認定について（令和4年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算）

○議長（奈良岡隆君） 日程第6議案第13号「専決処分の承認について」から日程第9議案第16号「決算の認定について」までの計4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

〔広域連合長西秀記君登壇〕

○広域連合長（西秀記君） 先ほど御同意を賜りました提出議案のほか、本定例会にて提出いたしました議案について、その概要を御説明申し上げます。

議案第13号及び議案第14号の2件の専決処分の承認について御説明申し上げます。

議案第13号青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定については、新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる場合等の保険料の減免について、令和2年度から減免の特例を設けて適用してきたところであり、国から示される当該保険料の減免についての基準等に基づき実施し、令和4年度相当分の保険料まで財政支援の対象とされてきたものでございます。この度、国から令和5年2月10日付けで、令和4年度末に資格を取得したこと等により令和5年4月以後に普通徴収の納期限が到来する令和4年度相当分の保険料についても財政支援の対象とする旨の通知がありましたことから、令和5年3月31日に専決処分により、所要の改正を行ったものであります。

議案第14号青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原発事故により避難されている被保険者に係る保険料について、平成23年度から減免の特例を設けて適用してきたところであり、この度、国から令和5年6月29日付けで、特例の期限を令和5年度においても延長するとの方針が示されたことから、減免の特例を引き続き適用するため、令和5年7月21日に専決処分により、所要の改正を行ったものであります。

以上、2件は、いずれも地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づき、やむを得ず専決処分したものであり、何とぞ御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、議案第15号令和5年度青森県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳出につきましては、諸支出金において、令和4年度療養給付費等の確定に伴う国・県・市町村支出金の精算返納のための支出を措置するものでございます。

歳入につきましては、歳出補正に連動する国庫支出金、並びに財政調整基金からの繰入金金の調整を行うとともに、令和4年度の保険料負担金確定による市町村支出金等の追加請求分を計上するものでございます。

その結果、今回の補正額は42億643万余円の増額補正となり、その結果、当広域連合における後期高齢者医療特別会計の予算規模は、1,779億8,517万余円となります。

議案第16号令和4年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、その詳細につきましては、会計管理者から説明させたいと存じます。

以上が、本日提出いたしました議案の概要であります。慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（奈良岡隆君） 次に、令和4年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計・後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明を求めます。会計管理者。

〔会計管理者渋谷輝之君登壇〕

○会計管理者（渋谷輝之君） 令和4年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、その概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

一般会計、後期高齢者医療特別会計を合わせた、歳入歳出決算総額でございますが、予算現額合計、1,727億6,116万余円に対し、歳入決算額合計は、1,713億2,177万余円、歳出決算額合計は、1,655億5,737万余円で、歳入歳出差引額は、57億6,440万余円となっております。

続きまして、各会計の歳入歳出について御説明申し上げます。

まず、一般会計の歳入合計でございますが、予算現額、5億3,155万余円に対し、収入済額は、5億3,160万余円となっております。

歳入の主なものについて御説明申し上げます。

1款分担金及び負担金につきましては、市町村共通経費負担金で、収入済額は、5億1,766万余円となっております。

3款繰入金につきましては、財政調整基金からの繰入金で、収入済額は、880万余円となっております。

次に、一般会計の歳出合計でございますが、予算現額、5億3,155万余円に対し、支出済額は、5億1,429万余円となっております。

歳出の主なものについて御説明申し上げます。

1 款議会費につきましては、議員報酬や費用弁償などで、支出済額は、73 万余円となっております。

2 款総務費につきましては、市町村派遣職員の給与費負担金や後期高齢者医療特別会計への繰出金などで、支出済額は、5 億 1,356 万余円となっております。

この結果、不用額は、1,725 万余円となりましたが、その主なものとしたしましては、2 款総務費の、685 万余円で、これは、後期高齢者医療特別会計の事務費に契約執行残などが生じたことによる事務費繰出金などの予算執行残額でございます。

一般会計の歳入歳出差引残額、1,730 万 7,604 円につきましては、地方自治法第 233 条の 2 の規定などに基づき、1,230 万 7,604 円を財政調整基金に繰り入れし、残額の 500 万円につきましては、令和 5 年度の一般会計へ繰り越すものであります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計について御説明申し上げます。

まず、後期高齢者医療特別会計の歳入合計でございますが、予算現額、1,722 億 2,961 万余円に対し、収入済額は、1,707 億 9,016 万余円となっております。

歳入の主なものについて御説明申し上げます。

1 款市町村支出金につきましては、保険料等負担金収入などで、収入済額は、288 億 477 万余円となっております。

2 款国庫支出金につきましては、療養給付費負担金収入などで、収入済額は、588 億 2,452 万余円となっております。

3 款県支出金につきましては、療養給付費負担金収入などで、収入済額は、144 億 5,541 万余円となっております。

4 款支払基金交付金につきましては、現役世代からの後期高齢者交付金収入で、収入済額は、622 億 4,614 万余円となっております。

7 款繰入金につきましては、一般会計及び財政調整基金からの繰入金で、収入済額は、61 億 7,222 万余円となっております。

10 款諸収入につきましては、交通事故等の損害賠償金である第三者納付金収入などで、収入済額は、1 億 8,966 万余円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計の歳出合計でございますが、予算現額、1,722 億 2,961 万余円に対し、支出済額は、1,650 億 4,307 万余円となっております。

歳出の主なものについて御説明申し上げます。

1 款総務費につきましては、電算関係業務や各種通知書作成・発送等業務に係る経費などで、支出済額は、4 億 8,774 万余円となっております。

2 款保険給付費につきましては、療養給付費、療養費、高額療養費、葬祭費などの給付費で、支出済額は、1,598 億 1,710 万余円となっております。

7 款諸支出金につきましては、令和 3 年度保険給付費等の確定に伴う国・県・市町村への返還金並びに保険料還付金及び還付加算金で、38 億 7,326 万余円となっております。

この結果、不用額は 71 億 8,653 万余円となりましたが、その主なものは、2 款保険給付

費の 69 億 3,043 万余円で、これは、医療給付費の伸び率が見込みを下回ったことによる療養給付費などの予算執行残額であります。

後期高齢者医療特別会計の歳入歳出差引残額、57 億 4,709 万 6,395 円につきましては、地方自治法第 233 条の 2 の規定などに基づき、56 億 9,709 万 6,395 円を後期高齢者医療財政調整基金に繰り入れし、残額の 5,000 万円につきましては、令和 5 年度の後期高齢者医療特別会計へ繰り越しするものであります。

以上、令和 4 年度青森県後期高齢者医療広域連合一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要を御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（奈良岡隆君） 質疑及び討論については、通告がありませんでした。

これより採決いたします。

初めに、議案第 13 号について、採決いたします。

議案第 13 号について、承認することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良岡隆君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号については、承認することに決しました。

次に、議案第 14 号について、採決いたします。

議案第 14 号について、承認することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良岡隆君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号については、承認することに決しました。

次に、議案第 15 号について、採決いたします。

議案第 15 号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良岡隆君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号について、採決いたします。

議案第 16 号について、認定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（奈良岡隆君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第 16 号については、認定することに決しました。

日程第 10 青後広監第 5 号 例月出納検査報告

○議長（奈良岡隆君） 日程第 10 青後広監第 5 号「例月出納検査報告」については、配付しております報告書のとおり報告がありました。

○議長（奈良岡隆君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

○議長（奈良岡隆君） 閉会に当たり、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。広域連合長。

[広域連合長西秀記君登壇]

○広域連合長（西秀記君） 議長のお許しを頂き、閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、皆様の御協力と慎重御審議の結果、副広域連合長の選任をはじめ、専決処分の承認、本年度の補正予算についての御議決、並びに令和4年度決算の認定を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今後におきましても、引き続き40市町村と連携し、保険者としての役割を果たしてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方の一層のお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、皆様の市町村では、これから12月議会を控え、何かとお忙しい時期ではございますが、皆様の御健勝と各市町村の一層の御発展を心よりお祈り申し上げまして、御挨拶といたします。

本日は、誠にありがとうございました。

閉 会

○議長（奈良岡隆君） これにて、令和5年第2回青森県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

お疲れ様でございました。

午後2時00分閉会

署 名

地方自治法第 292 条において準用する同法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

青森県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 奈 良 岡 隆

議 員 小 山 田 久

議 員 堀 光 雄